

○大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に
関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成28年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準)

第2条 条例第5条の規則で定める安全基準は、別表第1項目の欄に掲げる項目に応じ、同表基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る汚染の状況を的確に把握することができると思えられる場所において試料を採取し、それぞれ同表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第6条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

(3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定に

より認可された土地改良区

(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であつて、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けたもの

2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

（適用除外）

第4条 条例第6条第1項第5号の町長が許可の必要がないと認める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 自己の居住する住宅建設の用に供するため、自己の宅地に盛土を行う事業であり、かつ、山砂又は町内で採取した土砂等による小規模事業であつて最大高さが1メートル未満のもの

(2) 土地の整地を行う場合であつて、許認可土砂等及び町内で採取した土砂による盛土又は当該整地を行う区域以外からの土砂等の搬入を伴わない盛土を行う事業

(3) 町内で生産される製品の販売を目的とする一時堆積事業

(4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条の規定による一時転用又は客土事業であり、かつ、許認可土砂等又は町内で採取した土砂による小規模事業であつて最大高さが1メートル未満のもの

(5) 自らの耕作の用に供するため、所有権その他の耕作に関する権原を有する農地に自ら客土する事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長がこれらと同等と認める事業

2 前項各号に掲げる事業を行おうとする事業者等は、当該事業に着手する日の10日前までに、許可を要しない埋立て事業届（別記第2号様式）を提出して行わなければならない。

（許可の必要のない事業の届出）

第5条 条例第6条の2第1項の規定による届出は、当該小規模事業に着手す

る日の10日前までに、小規模事業（一時堆積小規模事業）届（別記第2号様式の2）を提出して行わなければならない。

2 条例第6条の2第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

(1) 第11条第2項第1号、第2号、第5号から第9号まで及び第12号に掲げる書類及び図面

(2) 第7条第2項に規定する事業区域内施工同意書

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面

第5条の2 条例第6条の2第2項の規定による届出は、当該事業に着手する日の10日前までに、500平方メートル未満の埋立て事業届（別記第2号様式の3）を提出して行わなければならない。ただし、当該埋立て事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1) ゴルフ場、運動場、駐車場その他施設本来の機能を保全するために通常
の管理行為として行う事業

(2) 自己の住宅の用に供する住宅を建設するために行う事業

(3) 居住している土地及び隣接地の埋立て事業

(4) 樹木を植栽するために搬入する土砂等による埋立て事業

(5) その他町長が認める事業

（面積を合算する区域）

第6条 条例第6条第2項の規則で定める区域は、土砂等の埋立て等に供する区域に近接し、同一又は関連の事業であると町長が認める区域とする。

（埋立て事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意）

第7条 条例第7条（条例第16条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める埋立て事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権、地役権又は賃借権を有する者とする。

2 条例第7条の規定による同意は、事業区域内施工同意書（別記第3号様式）によらなければならない。

3 前項に規定する同意書には、当該同意をした者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（法人である場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって登記

所が発行したもの)を添付しなければならない。

(周辺土地所有者等の承諾)

第8条 条例第8条(条例第16条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)第1項の規則で定める範囲の土地の所有者は、当該事業区域から10メートル以内の土地所有者とする。

2 条例第8条第1項の規定による周辺土地所有者の承諾は、周辺土地所有者承諾書(別記第4号様式)によらなければならない。

3 条例第8条第2項の規則で定める事業区域の近隣の住民は、次に掲げる者とする。

(1) 小規模事業 事業区域から100メートル以内の区域に居住する者

(2) 特定事業 事業区域から300メートル以内(事業区域に居住する世帯の数が30世帯未満の場合にあつては500メートル以内)の区域に居住する者

4 条例第8条第2項の規定による近隣の住民の承諾は、近隣住民承諾書(別記第5号様式)によらなければならない。

5 条例第8条第2項に規定する事業区域の近隣の住民の承諾は、第3項に規定する世帯の10分の8以上の世帯の代表者から得なければならない。ただし特定事業にあつては、近隣住民の承諾に加え、当該区域内の自治会から自治会承諾書(別記第5号様式)又は協定書を得なければならない。

6 条例第8条第3項の規定による承諾は、関係者承諾書(別記第6号様式)によらなければならない。

(事前協議)

第9条 条例第9条第1項の規定による協議は、埋立て事業事前協議書(別記第7号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第9条第1項の規定による協議は、次に掲げる書類及び図面を提出しなければならない。ただし、協議に係る事業等の内容等により町長が認めるものについては、添付を省略することができる。

(1) 第11条第2項第5号から第9号まで、第11号、第13号、第15号から第20号まで及び第25号に掲げる書類及び図面

(2) 事業区域に係る表土の地質検査の試料とする土砂等を採取する地点

- の位置図（当該表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図）
- (3) 住民説明の計画書（許認可土砂等による埋立て事業であって、小規模事業及び最大高さが1メートル未満となる特定事業の場合を除く。）
 - (4) 条例第13条第1項第4号キに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第9条第1項の規定による協議であって一時堆積事業の協議の場合は、一時堆積事業事前協議書（別記第8号様式）を提出して行わなければならない。
- 4 前項に規定する協議を行う場合は、次に掲げる書類及び図面を提出しなければならない。
- (1) 第11条第2項第5号から第9号まで、第13号、第19号、第20号及び第25号に掲げるもの
 - (2) 第2項第2号から第4号までに掲げるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面
- 5 条例第9条第2項及び条例第16条第4項の規定による住民説明は、別表第2に掲げる住民に対し、説明会を開催して行うものとし、当該説明会の開催の周知を図るとともに、当該住民以外の者の出席を拒んではならない。ただし、条例第9条第1項に規定する協議を行った者の責めに帰することのできない事由により当該説明会を開催することができない場合においては、その埋立て事業の計画を記載した資料を配布する方法等により住民説明を行うことができる。
- 6 条例第9条第2項及び条例第16条第4項の規定による住民説明の終了後、埋立て事業説明実施状況報告書（別記第9号様式）を提出しなければならない。
- 7 町長は、条例第9条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議を行った者に対し、埋立て事業事前協議済書（別記第10号様式）により通知するものとする。この場合において、申請者に埋立て事業事前協議済書を

交付した日から起算して2年以内に条例第11条に規定する許可の申請がされない場合には、その効力を失う。

8 条例第9条第1項の規定による協議の期間は、協議開始から2年以内とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

9 前項ただし書の協議を申し出ようとする者は、埋立て事業事前協議延長申出書（別記第11号様式）により、当該協議の延長を申し出なければならない。

（審査会）

第10条 条例第6条第4項に定める審査会は、次の者をもって組織する。

- （1） 副町長
- （2） 総務課長
- （3） 企画課長
- （4） 建設課長
- （5） 産業振興課長
- （6） 環境水道課長
- （7） その他町長が必要と認める者

2 審査会に関する事項は、別に定める。

（許可の申請）

第11条 条例第11条第1項に規定する申請書は、埋立て事業許可申請書（別記第12号様式）とする。

2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。ただし、協議に係る事業等の内容等により町長が認めるものについては、添付を省略することができる。

- （1） 住民票の写し（法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- （2） 印鑑登録証明書（法人である場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって法務局が発行したもの）
- （3） 申請者が条例第13条第1項第4号アからキのいずれにも該当しない者であることの誓約書（別記第13号様式）
- （4） 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

及び前号の誓約書

- (5) 事業場の位置図、全景が分かる写真及び付近の見取図
- (6) 事業区域への土砂等の搬入（一時堆積事業の場合にあつては、搬入及び搬出）予定経路図
- (7) 事業場の平面図及び断面図であつて、埋立て事業の施工の前後の構造が確認できるもの（一時堆積事業にあつては、土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるもの）
- (8) 事業場及び事業区域の求積図
- (9) 事業場の土地及び事業区域に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写しであつて、当該土地の所有者名を記載したもの
- (10) 事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第14号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第15号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
- (11) 埋立て事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (12) 埋立て事業に使用される土砂等が許認可土砂等の場合にあつては、それを証する土砂等売渡・譲渡証明書（別記第16号様式）
- (13) 排水関連の書類（湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合にあつては、排水に係る施設の設置その他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面、調整池等の設置が必要な場合にあつては当該調整池等の容量計算書及び構造図等の図面）
- (14) 事業区域内で採水するための方法を記載した書面
- (15) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算書
- (16) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (17) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載し

た構造計算書

- (18) 埋立て事業の施工に係る方法、工程、組織その他町長が指示する事項を記載した埋立て事業施工計画書
 - (19) 埋立て事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
 - (20) 現場責任者であることを証する書面
 - (21) 第7条第2項に規定する事業区域内施工同意書
 - (22) 第8条第2項に規定する周辺土地所有者承諾書
 - (23) 第8条第4項に規定する近隣住民承諾書
 - (24) 第8条第6項に規定する関係者承諾書
 - (25) 第8条第3項に規定する範囲の区域に居住する者の世帯数調査書
(別記第17号様式)
 - (26) 第9条第7項に規定する埋立て事業事前協議済書
 - (27) 手数料を納めたことを証する書面
 - (28) 第9条第6項に規定する埋立て事業説明実施状況報告書
 - (29) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第11条第1項第12号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所とする。
- 4 条例第11条第2項に規定する申請書は、一時堆積事業許可申請書(別記第18号様式)とする。
- 5 条例第11条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号から第9号まで、第13号及び第18号から第27号までに掲げる書類及び図面
 - (2) 事業区域の表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
 - (3) 事業区域の表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第10号に掲げる書類及び図面
 - (4) 事業場内で採水するための方法を記載した書面
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面

6 条例第11条第2項第7号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所とする。

7 第2項第10号に規定する事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる事業区域の面積に応じ、それぞれ同表右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

| 面積 | 区域数 |
|--------------------------|-----|
| 500平方メートル以上3,000平方メートル未満 | 1 |
| 3,000平方メートル以上1ヘクタール未満 | 2 |
| 1ヘクタール以上2ヘクタール未満 | 3 |
| 2ヘクタール以上3ヘクタール未満 | 4 |
| 3ヘクタール以上4ヘクタール未満 | 5 |
| 4ヘクタール以上5ヘクタール未満 | 6 |
| 5ヘクタール以上6ヘクタール未満 | 7 |
| 6ヘクタール以上7ヘクタール未満 | 8 |
| 7ヘクタール以上8ヘクタール未満 | 9 |
| 8ヘクタール以上9ヘクタール未満 | 10 |
| 9ヘクタール以上10ヘクタール未満 | 11 |
| 10ヘクタール以上 | 12 |

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ、別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

(許可又は不許可の決定)

第12条 町長は、条例第11条の許可申請、条例第16条第3項の変更許可申請又は条例第26条第2項の譲受け許可申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、埋立て事業に係る許可（不許可）決定通知

書（別記第19号様式）により当該許可を申請した者に通知するものとする。

（許可の基準）

第13条 条例第13条第1項第3号の規則で定める基準は、埋立て等に関する土砂等の性質が建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等で、別表第1に掲げる基準値であることとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第13条第1項第10号の規則で定める構造上の基準は、別表第4に定めるとおりとする。

3 条例第13条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第5に定めるとおりとする。

（構造上の基準に係る適用除外）

第14条 条例第13条第3項の規則で定めるものは、別表第3に掲げる行為とする。

（変更の許可の申請等）

第15条 条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- （1） 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人の代表者の氏名の変更
- （2） 法定代理人の氏名又は住所の変更
- （3） 現場事務所の位置の変更
- （4） 現場責任者の職名又は氏名の変更
- （5） 埋立て事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
- （6） 埋立て事業に使用される土砂等の搬入計画の変更（発生元及び発生元事業者の変更は除く。）
- （7） 水質検査の試料を採取する方法の変更
- （8） 埋立て事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、事業区域内に設けた排水施設又

は事業区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）

- 2 条例第16条第3項の規則で定める申請書は、埋立て事業（一時堆積事業）変更許可申請書（別記第20号様式）とする。
- 3 条例第16条第3項の規則で定める書類及び図面は、条例第11条第1項の申請に係る許可の変更の場合にあつては第11条第2項各号、条例第11条第2項の申請に係る許可の変更の場合にあつては第11条第5項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの並びに手数料を納めたことを証する書面とする。
- 4 条例第16条第10項の規定による町長への届出は、第1項に規定する軽微な変更をした日から起算して10日以内に埋立て事業軽微変更届（別記第21号様式）を提出して行わなければならない。
- 5 前項の届出には、変更事項を証する書類を添付するものとする。
（埋立て事業の着手の届出）

第16条 条例第18条の規定による届出は、埋立て事業に着手した日から起算して10日以内に埋立て事業着手届（別記第22号様式）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出等）

第17条 条例第19条の規定による届出は、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記第23号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第19条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

（1） 当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第24号様式）

（2） 土砂等の発生場所の位置図

（3） 土砂等の発生場所の平面図であつて、発生又は採取の位置を記載したの

（4） 土砂等の発生場所の現場写真

(5) 土砂等の発生場所から事業区域への土砂等の搬入経路図

- 3 条例第19条の事業区域に搬入しようとする土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の量の5,000立方メートルまでごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。
- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第19条第1号の許認可土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書とする。

(土砂等管理台帳)

第18条 条例第20条第1項の規則で定める土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(別記第25号様式)又は一時堆積土砂等管理台帳(別記第26号様式)とする。

- 2 条例第20条第1項の規則で定める土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における事項について記載を終了していなければならない。
- 3 条例第20条第1項の規則で定める土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。

(土砂等の量等の報告)

第19条 条例第20条第2項の規定による報告は、埋立て事業に着手した日から1月ごとに当該月を経過した日から1週間以内(埋立て事業の中止をしようとするとき(当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。))にあつては当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、埋立て事業を廃止し、又は完了したときにあつては条例第24条第2項又は条例第25条第1項の規定による届出のとき)に、埋立て事業状況報告書(別記第27号様式)又は一時堆積事業状況報告書(別記第28号様式)を提出して行わなければならない。

(地質検査)

第20条 条例第21条第1項の規則で定める地質検査は、埋立て事業にあつては着手した日から3月ごと(最大高さが5メートル以上となる特定事業に

あつては、着手した日から3月ごと及び1段が完成するごと）、条例第24条第2項の規定による廃止の届出又は条例第25条第1項の規定による完了の届出にあつては町長が指定する期日に、町長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
 - (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。ただし、町長の指定する職員が地点を指定する場合にあつては、指定された地点で行うものとする。
 - (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、町長が承認した場合にあつては、町長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
 - (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、地質検査は省略することができる。
- (1) 埋立て事業が一時堆積事業であつて、1の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合
 - (2) 条例第25条第1項の規定による完了の届出であつて、表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要でないと認める場合（水質検査）

第21条 条例第21条第1項の規則で定める水質検査は、埋立て事業にあつては着手した日から3月ごと（最大高さが5メートル以上となる特定事業に

あつては、着手した日から3月ごと及び1段が完成するごと）、条例第24条第2項の規定による廃止の届出又は条例第25条第1項の規定による完了の届出にあつては町長が指定する期日に、町長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。ただし、町長が特に必要でないと認める場合にあつては、当該水質検査を省略することができる。

（地質検査等の報告）

第22条 条例第21条第1項の規定による報告は、前2条の規定により検査した日から1月以内（条例第24条第2項の規定による廃止の届出又は条例第25条第1項の規定による完了の届出にあつては、町長が指定する期日）に、埋立て事業地質等検査報告書（別記第29号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- （1） 検査に使用した試料を採取した地点の位置図及び現場写真
- （2） 第20条第1項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
- （3） 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び水質分析（濃度）結果証明書（別記第30号様式。環境計量士の発行したものに限る。）

2 条例第21条第2項の規定による報告は、条例第6条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、当該確認した日から起算して7日以内に町長に報告しなければならない。

（関係書類等の縦覧）

第23条 条例第22条の規則で定める住民等は、別表第2に掲げる者とする。

（標識）

第24条 条例第23条第1項の規則で定める標識は、埋立て事業に関する標識（別記第31号様式）とする。

2 条例第23条第1項の規則で定める標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立て事業の許可年月日及び許可番号
- (2) 埋立て事業の目的
- (3) 事業場の土地の所在地
- (4) 土砂等の埋立て等を施工する者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先の電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- (5) 埋立て事業の許可の期間
- (6) 事業場及び事業区域の面積
- (7) 埋立て事業に使用される土砂等の量（一時堆積事業にあつては、年間の埋立て事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量）
- (8) 現場責任者の職名及び氏名
- (9) 事業場及び事業区域の見取図

3 条例第23条第2項に規定する表示は、旗等の設置によるものとする。

（埋立て事業の廃止等に係る届出）

第25条 条例第24条第2項の規定による届出は、当該埋立て事業の廃止にあつては廃止した日から起算して10日以内に、中止にあつては中止しようとする日までに、埋立て事業廃止（中止）届（別記第32号様式）を提出して行わなければならない。

2 前項の届出に添付する書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業場の平面図及び断面図であつて、埋立て事業の施工前後の構造が確認できるもの
- (2) 埋立て事業を中止する場合にあつては、工程表
- (3) 埋立て事業に使用した土砂等の土量計算書

3 条例第24条第4項に規定する通知は、埋立て事業廃止（中止）確認通知書（別記第33号様式）によるものとする。

4 中止した当該埋立て事業を再開したときは、当該埋立て事業を再開した日から起算して10日以内に埋立て事業再開届（別記第34号様式）を提出しなければならない。

（埋立て事業の完了に係る届出）

第26条 条例第25条第1項の規定による届出は、当該埋立て事業を完了した日から起算して10日以内に、埋立て事業完了届（別記第35号様式）を

提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出に添付する書類及び図面は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業場の平面図及び断面図であって、埋立て事業の施工前後の構造が確認できるもの
 - (2) 埋立て事業に使用した土砂等の土量計算書
- 3 条例第25条第2項に規定する通知は、埋立て事業完了確認通知書（別記第36号様式）によるものとする。

（譲受けの許可の申請）

第27条 条例第26条第2項の規則で定める申請書は、埋立て事業譲受け許可申請書（別記第37号様式）とする。

- 2 条例第26条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 住民票の写し（法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）
 - (2) 印鑑登録証明書（法人である場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって法務局が発行したもの）
 - (3) 第11条第2項第3号に規定する誓約書
 - (4) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び前号の誓約書
 - (5) 現場責任者であることを証する書面
 - (6) 手数料を納めたことを証する書面
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 3 条例第26条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする埋立て事業の許可年月日及び許可番号
- (2) 事業場の土地の所在地
- (3) 譲り受けようとする埋立て事業の許可の期間
- (4) 現場責任者の職名及び氏名
- (5) 譲受けの理由

（相続等の届出）

第28条 条例第27条第2項の規定による届出は、当該埋立て事業を承継し

た日から起算して10日以内に埋立て事業相続等届（別記第38号様式）を提出して行わなければならない。

（措置命令）

第29条 条例第28条の規定による措置命令は、大多喜町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為措置命令書（別記第39号様式）により行うものとする。

（許可の取消しの通知）

第30条 条例第29条第1項の規定による許可の取消しの通知は、大多喜町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為許可取消し通知書（別記第40号様式）により行うものとする。

（報告の期限）

第31条 条例第34条の規定により、町長から土砂等の埋立て等の業務に関し報告を求められた者は、当該報告を求められた日から起算して10日以内に報告しなければならない。

（立入検査員証明書）

第32条 条例第35条第2項に規定する証明書は、立入検査員証明書（別記第41号様式）とする。

（書類等の提出）

第33条 条例第9条第1項の規定による協議、条例第11条第1項及び第2項、第16条第3項並びに第26条第2項の規定による申請、条例第6条の2第1項、第16条第10項、第18条、第19条、第24条第2項、第25条第1項及び第27条第2項の規定による届出並びに条例第20条第2項及び第21条第1項の規定による報告により提出する書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。

（公表の方法）

第34条 条例第36条に規定する公表は、広報への掲載その他の方法により行うものとする。

（補則）

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月18日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第8条第3項、第5項及び第11条第2項、別表第1の土壌基準の表、水質基準の表、別表第2並びに別記第5号様式、別記第15号様式、別記第17号様式、別記第30号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する事業に係る手続について適用し、施行日前に申請する事業に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第4条、第5条、第5条の2、第6条、第10条第1項及び第33条並びに別記第2号様式、別記第2号様式の2、及び別記第2号様式の3の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる埋立て事業について適用し、施行日前になされた埋立て事業については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第11条、第13条、第17条、第20条、第21条関係）

土壌基準

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|-------|------------|-----------------|
| カドミウム | 検液1リットルにつき | 日本産業規格以下（「規格」とい |

| | | |
|-------|--|--|
| | 0.003ミリグラム以下 | う。) K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | 規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法 |
| 有機りん | 検液中に検出されないこと。 | 昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法） |
| 鉛 | 検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下 | 規格K0102の54に定める方法 |
| 六価クロム | 検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下 | 規格K0102の65.2（規格65.2.7を除く）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。） |
| ひ素 | 検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下であり、かつ、埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地（田に限る。）においては、土壌1キログラムにつき15ミリグラム未満 | 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るひ素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法 |
| 総水銀 | 検液1リットルにつき | 昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲 |

| | | |
|------------------|--|---|
| | 0.0005ミリグラム以下 | げる方法 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法 |
| 銅 | 埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満 | 昭和47年総理府令第66号に定める方法 |
| ジクロロメタン | 検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1, 2—ジクロロエタン | 検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1, 1—ジクロロエチレン | 検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1, 2—ジクロロエチレン | 検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下 | シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| 1, 1, 1—トリクロロエタン | 検液1リットルにつき1ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1, 1, 2—トリクロロエタン | 検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |

| | | |
|--------------|----------------------------|--|
| ン | | |
| トリクロロエチレン | 検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定 める方法 |
| チウラム | 検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲 げる方法 |
| シマジン | 検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表6の第 1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表6の第 1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定 める方法 |
| セレン | 検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下 | 規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定 める方法 |
| ふっ素 | 検液1リットルにつき0.8 ミリグラム以下 | 規格K0102の34.1（規格34の備考1を 除く）若しくは34.4（妨害となる物 質としてハロゲン化合物又はハロゲ ン化水素が多量に含まれる試料を測 定する場合にあっては、蒸留試薬溶 液として、水役200mlに硫酸10ml、り ん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶 かした溶液とグリセリン250mlを混合 し、水を加えて1,000mlとしたものを 用い、規格K0170-6の6図2注記のアル ミニウム溶液のラインを追加す る。）に定める方法又は規格K0102の |

| | | |
|------------|--------------------------|---|
| | | 34. 1. 1c（注（2）第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略できる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法 |
| ほう素 | 検液1リットルにつき1ミリグラム以下 | 規格K0102の47. 1、47. 3又は47. 4に定める方法 |
| 水素イオン濃度 | 4以上9以下であること | 規格K0102の12. 1に定める方法 |
| クロロエチレン | 検液1リットルにつき0. 002ミリグラム以下 | 平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法 |
| 1, 4-ジオキサン | 検液1リットルにつき0. 05ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法 |
| COD | 検液1リットルにつき5ミリグラム以下 | 規格K0102の17に定める方法 |
| 塩化物イオン | 検液1リットルにつき250ミリグラム以下 | 規格K0102の35. 1 35. 3に定める方法 |
| 電気伝導率 | 1メートルにつき30ミリジーメンス以下であること | 規格K0102の13に定める方法 |

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

- 3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
- (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
- (2) 純水又は塩化カリウム液（1N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてPH7.0に調整したもの）を50ミリリットル加える（土：純水又は塩化カリウム液＝1：2.5とする。）。
- (3) (2) をかくはん振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。
- (4) 結果にはpH (H₂O) 又はpH (KCl) と付記し、測定条件を明確にする。

水質基準

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|-------|------------------------|---|
| カドミウム | 検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下 | 規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法、昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法 |
| 鉛 | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 | 規格K0102の54に定める方法 |
| 六価クロム | 検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下 | 規格K0102の65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa) 又 |

| | | |
|----------------------|-----------------------------|--|
| | | はb) に定める操作を行うものとする。)) |
| ひ素 | 検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下 | 規格K0102の61.2、61.3又は61.4に 定める方法 |
| 総水銀 | 検液1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表1に 掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこ と。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表2に 掲げる方法 |
| PCB | 検液中に検出されないこ と。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表3に 掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 検液1リットルにつき0.02 ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に 定める方法 |
| 四塩化炭素 | 検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1, 2—ジクロロ エタン | 検液1リットルにつき0.004 ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は 5.3.2に定める方法 |
| 1, 1—ジクロロ エチレン | 検液1リットルにつき0.1ミ リグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に 定める方法 |
| シス—1, 2—ジ クロロエチレン | 検液1リットルにつき0.04 ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に 定める方法 |
| 1, 1, 1—トリ クロロエタン | 検液1リットルにつき1ミリ グラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1, 1, 2—トリ クロロエタン | 検液1リットルにつき0.006 ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチ レン | 検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエ チレン | 検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1, 3—ジクロロ | 検液1リットルにつき0.002 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に |

| | | |
|-------------------|----------------------------|---|
| プロペン | ミリグラム以下 | 定める方法 |
| チウラム | 検液1リットルにつき0.006 ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表4に 掲げる方法 |
| シマジン | 検液1リットルにつき0.003 ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表5の 第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液1リットルにつき0.02 ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表5の 第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に 定める方法 |
| セレン | 検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下 | 規格K0102の67.2、67.3又は67.4に 定める方法 |
| 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 | 検液1リットルにつき10ミ リグラム以下 | 硝酸性窒素にあつては規格K0102の 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は 43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒 素にあつては規格K0102の43.1に定 める方法 |
| ふっ素 | 検液1リットルにつき0.8ミ リグラム以下 | 規格K0102の34.1（規格34の備考1 を除く。）若しくは34.4（妨害と なる物質としてハロゲン化合物又 はハロゲン化水素が多量に含まれ る試料を測定する場合にあつて は、蒸留試薬溶液として、水約 200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び 塩化ナトリウム10gを溶かした溶液 とグリセリン250mlを混合し、水を 加えて1,000mlとしたものを用い、 規格k0170-6の6図2注記のアルミニ ウム溶液のラインを追加する。） に定める方法又は規格K0102の |

| | | |
|------------|--------------------------|---|
| | | 34. 1c (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略できる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法 |
| ほう素 | 検液1リットルにつき1ミリグラム以下 | 規格K0102の47. 1、47. 3又は47. 4に定める方法 |
| 1, 4-ジオキサン | 検液1リットルにつき0. 05ミリグラム以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法 |
| 銅 | 検液1リットルにつき0. 02ミリグラム以下 | 規格K0125の52 |
| SS | 検液1リットルにつき100ミリグラム以下 | 昭和46年12月28日環告59付表9に掲げる方法 |
| 水素イオン濃度 | 4以上9以下であること | 規格K0102の12. 1に定める方法 |
| 電気伝導率 | 1メートルにつき30マイクロメンズ以下であること | 規格K0102の13に定める方法 |

備考

- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5又は43. 2. 6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと規格K0102の43. 1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。

別表第2 (第9条、第23条関係)

| 住民の区分 | 小規模事業 | 特定事業 |
|----------|----------------|----------------|
| 周辺の土地所有者 | 当該事業区域から10メートル | 当該事業区域から10メートル |

| | 以内の範囲に土地を所有する者 | 以内の範囲に土地を所有する者 |
|---------------------|---|---|
| 近隣の住民等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域から100メートル以内に居住する住民 ・ 事業区域内の自治会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域から300メートル以内（事業区域に居住する世帯の数が30世帯未満の場合にあつては500メートル以内）の区域に居住する住民 ・ 事業区域内の自治会 |
| 水利権者等 | 事業区域の放流点から500メートル以内の水利権者及び水利組合 | 事業区域の放流点から1キロメートル以内の水利権者及び水利組合 許認可土砂による事業にあつては事業区域の放流点から500メートル以内の水利権者及び水利組合 |
| 土砂の搬入道路に隣接して居住する住民等 | 土砂等運搬車両が集積するような運搬ルート、利用道路、事業期間、1日当たりの運搬台数等により、町長が決定する。 | 土砂等運搬車両が集積するような運搬ルート、利用道路、事業期間、1日当たりの運搬台数等により、町長が決定する。 |

別表第3（第11条、第14条関係）

| | |
|---|---|
| 1 | 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為 |
| 2 | 土地改良法に基づく土地改良事業 |
| 3 | 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為 |
| 4 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為 |
| 5 | 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開 |

| | |
|----|---|
| | 発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為 |
| 6 | 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為 |
| 7 | 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為 |
| 8 | 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為 |
| 9 | 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為 |
| 10 | 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び同法第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為 |
| 11 | 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為 |
| 12 | 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定による許可を要する宅地造成 |
| 13 | 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為 |
| 14 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為 |
| 15 | 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為 |
| 16 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号） |

| | |
|----|--|
| | 第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為 |
| 17 | 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地域内における許可を要する行為 |
| 18 | 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為 |
| 19 | 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為 |
| 20 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為 |
| 21 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為 |
| 22 | 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為 |
| 23 | 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業 |
| 24 | 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為 |
| 25 | 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為 |
| 26 | 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22年千葉県条例第4号）第18条第1項の規定による森林区域における小規模林地開発行為の届出に関する行為 |

別表第4（第13条第2項関係）

埋立て事業の構造上の基準（一時堆積事業を除く。）

- 1 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが

生じないようにくい打ち、土の置換えその他必要な措置が講じられていること。

2 著しく傾斜をしている土地において埋立て事業を施工する場合にあっては、埋立て事業を施工する前の地盤と埋立て事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

3 埋立て等の高さ（埋立て事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

| 土砂等の区分 | | 埋立て等の高さ | | のり面の勾配 |
|--|---|---|------------|---|
| 砂、れき、砂質土、れき質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの | 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土 | 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合 | 安全が確保される高さ | 安全が確保される勾配 |
| | | その他 | 10メートル以下 | 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上の勾配 |
| | その他 | | 5メートル以下 | 垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル |

| | | |
|-----|--------------------|--------------------|
| | | 以上の勾配 |
| その他 | 安定計算を行い、安全が確保される高さ | 安定計算を行い、安全が確保される勾配 |

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、必要に応じ、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。また、排水溝を設置した場合においては、幅1.5メートル以上の段を設けること。
- 6 埋立て事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第5（第13条関係）

一時堆積事業の構造上の基準

- 1 事業場の隣接地と事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる事業区域の面積の区分に応じ、同表右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

| 事業区域の面積 | 保安地帯の幅 |
|-----------------------|----------|
| 3,000平方メートル未満 | 4メートル以上 |
| 3,000平方メートル以上1ヘクタール未満 | 6メートル以上 |
| 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 | 10メートル以上 |
| 3ヘクタール以上5ヘクタール未満 | 14メートル以上 |
| 5ヘクタール以上10ヘクタール未満 | 18メートル以上 |
| 10ヘクタール以上15ヘクタール未満 | 24メートル以上 |
| 15ヘクタール以上20ヘクタール未満 | 27メートル以上 |

20ヘクタール以上

30メートル以上

- 2 土砂等の堆積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等の堆積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。